

令和 年度 団体登録申請書

与那原町教育委員会 殿

下記のとおり登録申請します。

名 称 (団体名)		種 目 (活動内容)	
代表責任者	氏 名		連 絡 責 任 者
	住 所 (自宅)		氏 名
	電話番号		住 所 (自宅)
	mail		電 話 番 号
		mail	

No.	氏 名	自 宅 の 住 所	電 話 番 号 (自宅または携帯)	年 齢	勤務先・学校名 ※町外在住で 町内在勤・在学の場合記入
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

令和 年度 団体登録申請書

No.	氏 名	住 所	電話番号 (自宅または携帯)	年齢	勤務先又は職業
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※申請内容に誤りがあつた場合、登録条件・町内団体の条件に反するものについては、故意・過失にかかわらず登録取消、または使用停止とすることがあります。よくご確認の上、提出してください。尚、**記入漏れがある場合は受付できません。**

登録団体のみなさまへ

今回、登録していただいた申請書に基づき町内、町外団体の区別をします。町内団体として認めるのは登録人数 10 名以上で、その過半数以上が町内在住、在学及び在勤者であることが条件となります。それ以外は町外団体の扱いといたしますのでご了承下さい、また各施設とも、町主催行事や学校行事が優先となります。

●施設予約から利用までの流れ

①予約の申し込み

使用予定日の1週間前までに町公式LINEから、ご希望の日時を選択し予約してください。
※使用予定日から1週間以内の施設予約は受付できません。

②お支払い案内（決済）

事務局にて予約内容確認後、LINEへ『お支払い手続きのご案内』をお送りします。
※お支払いはPayPayまたはクレジットカードのみとなります。利用日の前日（土日祝のご利用分は、その直前の平日）までにお支払いをお願いします。

③予約の確定

お支払いの確認が取れ次第、事務局より『予約確定の通知』をお送りします。これにて予約完了となります。

④当日鍵の受け取り

利用時間の1時間前から鍵の受け取りが可能です。
与那原町コミュニティーセンター2Fにお越しください。

⑤利用後の鍵の返却

利用終了後、30分以内にコミュニティーセンターへ鍵を返却してください。

●社会体育施設について

- 原則1団体当たり月1回までの利用とします。
- 東浜野球場：基本的に毎月第三日曜日の貸出を行っております。また、1回の使用時間は2時間になります（使用時間は9時～17時：7月から9月は19時まで）。
- 青少年広場：一般野球禁止（ソフトボール等可）

●学校体育施設について

- 原則1団体当たり週1回までの利用とします。
- 基本的に学校行事、部活等が優先となります。主に使用できるのは夜間のみ（午後8時～10時）となります。土、日、祝祭日については空き状況をご確認下さい。

●その他、注意事項等

- ※利用1週間切ったのキャンセルはキャンセル料が発生します。
- ※雨天でのキャンセルの場合、必ずコミュニティーセンターまでご連絡下さい。
- ※町及び学校等の都合による急な使用停止に関しては、こちらから事前に連絡いたします。
- その際、すでに使用料を支払われている場合は、次回の使用にて相殺を行います。
- ※雨天等で利用できなかった分についても、次回の使用にて相殺を行います。

予約可能時期

町内団体	利用月の前月15日～
町外団体	利用月の前月20日～

各施設の使用料金一覧表

施設名	1時間あたり 使用料		照明を使用する場合 1時間あたり使用料		※追加使用料
	町内	町外	町内	町外	
青少年広場	200	500	850	1,500	時間を延長した場合は1 時間未満であっても、1 時間とみなし超過料金を 追加する。
東浜野球場	1,000	2,000			
各学校体育館	200	500	400	1,000	
与東小 グラウンド	200	500	600	1,100	
与中 グラウンド	200	500	600	1,100	

●お願い

※各施設とも使用後は清掃して下さい。

※野球場、グラウンドは現状回復に努めて下さい。(トンボ等をかけ整備して下さい。)

※ごみ、空き缶類は持ち帰ること。各施設の清掃を心がけて下さい。

※ライン等を引いた場合は消して下さい。

※ゴールポスト等を移動した場合はもとの位置に戻して下さい。

※社会体育施設内及び各学校敷地内での喫煙は禁止となっております。

●与那原町公式 LINE は、下記 QR コードから追加！！

